

通所介護重要事項説明書

社会福祉法人 同仁会
西小泉デイサービスセンター愛

群馬県邑楽郡大泉町西小泉5-9-1

通所介護重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-20-1202 (午前8時15分～午後5時15分まで)

担当 生活相談員 峯崎敬悟

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 西小泉デイサービスセンター愛 の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	西小泉デイサービスセンター 愛
所在地	群馬県邑楽郡大泉町西小泉5-9-1
介護保険指定番号	通所介護 (指定番号:群馬県1073100289)
サービスを提供する対象地域	大泉町,太田市,邑楽町,千代田町

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名()	名()	併設事業所兼務	1名()
生活相談員	介護福祉士・社会福祉主事	3名(1)	名()	介護職員2名兼任	2名(1)
機能訓練指導員	作業療法士	1名()	3名()	看護・介護職員、機能訓練 兼務	4名()
事務職員		1名()	名()	介護職員・併設事業所兼務	1名()
栄養士	栄養士	1名()	名()	併設事業所兼務	1名()
看護・介護職員	看護師	1名()	2名()	介護職員、機能訓練兼務	3名()
	准看護師	名()	名()		名()
	介護福祉士	4名()	名()	生活相談員兼務2名	2名()
	社会福祉主事	1名(1)	名()		1名(1)
	その他	1名()	2名()	事務職員兼務1名	3名()
			名()	名()	
		名()	名()		名()

()内は男性再掲

(3) 同センターの設備の概要

定員	30名	機能訓練室	1室 68.040㎡
食堂兼機能訓練室	416.243㎡	静養室	2室 2床
浴室	一般浴槽・特殊浴槽・リフト浴槽があります。	相談室	1室
		送迎車	7台

(4) 営業時間

月～土	8:15～17:15
日	定休日
* 12月31日から1月3日は休業	

※ 時間外、休日、夜間の連絡先 (ショートステイ愛 20-1200)

3. サービス内容

- ① 送迎 契約時にご相談した、時間・場所へ送迎します。
- ② 健康管理 体温や血圧などの状態をチェックいたします。
- ③ 食事 食べやすい形態をお選びいただけます。
普通食・お粥・おにぎり・きざみ・ミキサー、など
糖尿病食・減塩食なども、ご相談下さい。
- ④ 入浴 お体の状態にあった浴槽で、入浴していただけます。
入浴前に体調のチェックをします。
- ⑤ 排泄介助 必要な介助を行います。
- ⑥ 機能訓練 通所介護計画に沿ったリハビリをおこないます。
- ⑦ 生活相談 利用者の生活全般に関わるご相談に応じます。
- ⑧ レクリエーション 等

4. 利用料金

利用者負担金につきましては、原則として市町村より発行される「介護保険負担割合証」の負担割合に基づいた料金になります。

大泉町の地域区分は「その他」となり、1単位の単価は10.00円になります。

(1) 基本料金【施設等の区分:通常規模型事業所】(単位:単位数)

介護区分	一日あたりの単位数	
	6時間～7時間	7時間～8時間
要介護度1	584単位	658単位
要介護度2	689単位	777単位
要介護度3	796単位	900単位
要介護度4	901単位	1,023単位
要介護度5	1,008単位	1,148単位

※ 上記以外に3時間～4時間、4時間～5時間のサービス時間もあります

※ 利用者の都合によりサービスの途中で帰られた場合、サービス提供票どおりの料金を算定させていただきます

※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均利用者数よりも5%以上減少した場合、利用者数が減少した翌々月から基本単位に3%加算させていただきます

(2) サービス利用料金(加算)

内 容		単位数
① 入浴介助加算	(Ⅰ)	40単位/日
	(Ⅱ)	55単位/日
② 個別機能訓練加算	(Ⅰ)イ	56単位/日
	(Ⅱ)ロ	76単位/日
③ 個別機能訓練加算(Ⅱ)		20単位/月
④ 科学的介護推進体制加算		40単位/月
⑤ 口腔・栄養スクリーニング	(Ⅰ)	20単位/月
	(Ⅱ)	5単位/月
⑥ 口腔機能向上加算	(Ⅰ)	150単位/月
	(Ⅱ)	160単位/月
⑦ 認知症加算		60単位/日
⑧ 若年性認知症加算		60単位/日
⑨ 中重度者ケア体制加算		45単位/日
⑩ ADL維持等加算	(Ⅰ)	30単位/日
	(Ⅱ)	60単位/日
⑪ サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22単位/日
	(Ⅱ)	18単位/日

※①⑤⑥⑩⑪については(Ⅰ)又は(Ⅱ)、②については(Ⅰ)イ又は(Ⅰ)ロのいずれか該当する方が加算されます

⑫ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に9.2%を乗じた単位数
-----------------	-------------------

(3) その他の利用料金

食事提供費	1食あたり 680円(おやつ代含む)
特別食事代	自己負担
介護用品代	おむつ代100円 ・ リハビリパンツ代80円
その他	レクリエーション・行事等にかかる費用等

(4) 社会福祉法人による減額

当法人は、社会福祉法人による利用者負担減免の申出を行っておりますので、該当する利用者は『社会福祉法人等利用者負担減免確認証』を提出して下さい。

(5) キャンセル料

ご利用者の体調不良等正当な理由がなく、利用日前日までに申し出がなかった場合のキャンセル料は、当日の利用料金(自己負担相当額)と食費提供費の50%をお支払いいただきます。

(6) 支払方法

利用月の翌月15日までに請求書を発行いたします。お支払方法は、月末までに窓口支払等事業者が指定する方法でお支払いください。領収書を発行いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 次の場合はご連絡下さい。

・お客様のご都合でサービスを終了するとき(この場合、7日前までにお申し出下さい。)

・お客様が介護保険施設に入所したとき

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援状態もしくは非該当と認定されたとき

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・お客様がお亡くなりになったとき

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

・人員不足等のやむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

6. 介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより利用時の事業者選択を可能にすることを目的としています。公表された情報は下記のホームページでご覧いただけます。

《介護サービス・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム》

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

7. 当センターのサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当デイサービスセンターは、介護保険法ならびに老人福祉法の理念に基づき、支援や介護を必要とする在宅高齢者の方々が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように有効適切な支援をすることを基本方針として、各種の通所介護サービスを提供いたします。特に、介護保険給付対象サービスに限らず保険対象外サービスについても利用者やその家族等のニーズに対応した幅広いサービスの提供に努め、ご家族の身体的、精神的な介護負担の軽減に寄与いたします。「やさしさと思いやり」を介護理念として、サービスの質的向上のため全職員一丸となって取り組み、より良い介護サービスの提供に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	無	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) サービスの第三者評価の実施について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者からの評価の有無

実施状況	無	

(4) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 ご都合により送迎時間の変更を希望する場合は、当日午前8:15までにご連絡ください。
- ・サービスの中止・変更 前日午後5:15までにご連絡ください。
- ・時間変更 ご契約の時間を超えてご利用いただく場合は、別途料金をいただきます。
- ・設備、器具の利用 本来の用途に従って自由にご利用いただけます。

8. 事故発生時、緊急時の対応方法

(1) 事故発生時の対応方法について

当事業所はサービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、県及び市町村、利用者の家族、利用者に係る介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- * 群馬県 介護高齢課 電話番号 027-226-2569
- * 大泉町役場 高齢介護課 電話番号 0276-62-2121
- * 太田市役所 介護サービス係 電話番号 0276-47-1939
- * 邑楽町役場 健康福祉課 電話番号 0276-88-5511
- * 千代田町役場 住民福祉課 電話番号 0276-76-7000

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	㈱損害保険ジャパン
保険名	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」
補償の概要	基本補償、見舞費用付補償、通所型施設利用者の傷害事故補償

(2) 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の発生またはその再発防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています

虐待防止に関する 責任者 管理者 天笠 成昭
担当者 生活相談員 峯崎 敬悟

- (5) サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

10. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意し必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時・時間・理由及び様態について記録を行います。また事業所として、身体拘束廃止の取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 秘密保持について

- (1) 事業所及びサービス従事者は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者または、その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、利用者に関する情報を提供する際には、特別な場合を除いて本書をもって同意を得たものとして、利用者または利用者の家族の個人情報を用いることができるものとします。

12. 非常災害対策

- ・防災時の対応 別に定める防災消防計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員組織により初動対応を行います。
- ・防災設備 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
- ・防災訓練 総合訓練(夜間想定を含む)は9月と3月に実施します。
- ・防火管理者 管理者 天笠 成昭

13. 衛生管理等

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っております。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

14. 業務改善計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じての業務継続計画を行います。

15. サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者相談・苦情

責任者 管理者 天笠 成昭 電話 0276-20-1202
担当者 生活相談員 峯崎 敬悟

② その他

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

大泉町役場	高齢介護課	電話番号	0276-62-2121
太田市役所	介護サービス係	電話番号	0276-47-1939
邑楽町役場	健康福祉課	電話番号	0276-88-5511
千代田町役場	住民福祉課	電話番号	0276-76-7000
群馬県国民健康保険団体連合会		電話番号	027-290-1323

15. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 同仁会
代表者役職・氏名	理事長 穂積照雄
本部所在地・電話番号	群馬県太田市八幡町27-7 電話0276-55-3500
定款の目的に定めた事業	1、救護施設 太陽の家 設置経営 2、特別養護老人ホーム 鶴生田園 設置経営 3、特別養護老人ホーム 大泉園 設置経営 4、特別養護老人ホームみづほの里 設置経営 5、ケアハウス たかちほ 設置経営 6、太田市養護老人ホーム 受託収入 7、特別養護老人ホーム ゆう愛 設置経営 8、サービス付き高齢者住宅 ぐるっぺ 絆設置経営 9、特別養護老人ホーム ささら子の里 設置経営 10、その他これに付随する業務

その他の事業所数

短期入所生活介護専用施設 2ヶ所 ショートステイ愛 ショートステイ八幡	居宅介護支援事業所 6ヶ所 鶴生田園居宅介護支援事業所 大泉園居宅介護支援事業所 みづほの里居宅介護支援事業所 西小泉居宅介護支援事業所愛 居宅介護支援事業所ぐるっぺ ゆう愛居宅介護支援事業所
通所介護(デイサービスセンター) 6ヶ所 ゆう愛デイサービスセンター 大泉園デイサービスセンター みづほの里デイサービスセンター 西小泉デイサービスセンター愛 デイサービスセンターぐるっぺ デイサービスセンター八幡	太田市地域包括支援センター(受託) 強戸・毛里田地域包括支援センター 小規模多機能型居宅介護 1ヶ所 小規模多機能ホーム ゆう愛
認知症対応型通所介護(デイサービスセンター) 1ヶ所 デイサービスセンターnico	訪問入浴介護 1ヶ所 みづほの里訪問入浴介護事業所
訪問介護(ホームヘルパーステーション) 2ヶ所 みづほの里ホームヘルパーステーション	障がい者相談支援事業所 1ヶ所 みづほの里障がい者相談支援事業所
出張所 3ヶ所 鶴生田園出張所 大泉園出張所 西小泉出張所	耳鼻咽喉科 1ヶ所 八幡クリニック
ヘルパーステーションぐるっぺ	保育園 1ヶ所 ささら子保育園

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	群馬県邑楽郡大泉町西小泉5-9-1
	法人名	社会福祉法人 同 仁 会
	事業者名	西小泉デイサービスセンター愛 (介護保険事業者番号:第1073100289号:群馬県)
	施設長	天 笠 成 昭 印
	説明者	所 属
		氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け了承し、受領しました。

利用者	住 所
	氏 名 印
身元引受人 (代理人)	住 所
	氏 名 印

介護予防・日常生活支援総合事業
 第一号通所事業重要事項説明書
 <令和6年4月1日現在>

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-20-1202 (午前8時15分～午後5時15分まで)
 担当 生活相談員 峯崎 敬悟
 * ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 西小泉デイサービスセンター愛の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	西小泉デイサービスセンター愛
所在地	群馬県邑楽郡大泉町西小泉5-9-1
介護保険指定番号	介護予防通所介護 (指定番号:群馬県 1073100289)
サービスを提供する対象地域 *	大泉町 太田市 邑楽町 千代田町

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(介護予防通所介護)

*利用者がその有する能力に応じ可能な限り、居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対して介護予防通所介護サービスを提供します。

(介護予防通所介護相当サービス)

* 要支援状態である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供します。

(2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名(1)	名()	併設事業所施設長兼務	1名(1)
生活相談員	介護福祉士	3名(1)	名()	生活相談及び介護兼務(2名)	3名(1)
機能訓練指導員	作業療法士・看護職員	2名()	2名()	看護・介護職員兼務	4名()
事務職員		1名()	名()	介護職員・併設事業所事務員兼務	1名()
栄養士	栄養士	1名()	名()	併設事業所栄養士兼務	1名()
介護・看護職員	看護師	1名()	2名()		3名()
	准看護師	名()	名()	機能訓練指導員兼務	名()
	介護福祉士	4名()	名()	生活相談員兼務(2名)	2名()
	社会福祉主事	1名(1)	名()		1名(1)
	その他	1名()	2名()	事務員兼務1名	3名()

()内は男性再掲

(3) 同センターの設備の概要

定員	30名	機能訓練室	1室 68.040㎡
食堂兼機能訓練室	2室 416.243㎡	静養室	2室 2床
浴室	一般浴槽と特殊浴槽、リフト浴槽があります。	相談室	1室
		送迎車	7台

(4) 営業時間

月～土	午前8:15～午後5:15
日	定休日
* 12月31日から1月3日は休業	

※ 時間外、休日、夜間の連絡先(短期入所生活介護 ショートステイ愛 0276-20-1200)

3. サービス内容

(1) 共通的服务

- ① 送迎 契約時にご相談した、時間・場所へ送迎します。
- ② 健康管理 体温や血圧などの状態をチェックいたします。
- ③ 食事 食べやすい形態をお選びいただけます。
普通食・お粥・おにぎり・きざみ・ミキサー、など
糖尿病食・減塩食なども、ご相談下さい。
- ④ 入浴 お体の状態にあった浴槽で、入浴していただきます。
入浴前に体調のチェックをします。
- ⑤ 生活相談 利用者の生活全般に関わるご相談に応じます。
- ⑥ アクティビティサービス 集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。
- ⑦ 身体機能の援助 日常生活動作の機能低下の予防の援助をいたします。
- ⑧ 栄養相談 低栄養状態などの相談等に応じます。
- ⑨ 口腔ケア 咀嚼・嚥下機能の低下を予防する運動や口腔衛生などの援助をいたします。
- ⑩ その他

4. 料金

(1) 利用料金

○ 介護予防通所介護・日常生活支援総合事業第一号通所事業の基本料金

介護区分	1週当たりの標準的な回数を定める場合(一月につき)			
	単位数	自己負担額 (1割負担の場合)	自己負担額 (2割負担の場合)	自己負担額 (3割負担の場合)
要支援1・事業者対象	1,798単位	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2・事業者対象	3,621単位	3,621円	7,242円	10,863円

介護区分	1週当たりの標準的な回数を定める場合(一回につき)			
	単位数	自己負担額 (1割負担の場合)	自己負担額 (2割負担の場合)	自己負担額 (3割負担の場合)
要支援1・事業者対象	436単位	436円	872円	1,308円
要支援2・事業者対象	447単位	447円	894円	1,341円

サービス内容	一月あたり			
	単位数	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額 (3割負担)
① 生活機能向上グループ活動加算	100単位	100円	200円	300円
② サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	要支援1・事業対象者	88単位	88円	176円
	要支援2・事業対象者	176単位	176円	352円
③ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1・事業対象者	72単位	72円	144円
	要支援2・事業対象者	144単位	144円	288円
⑤ 口腔機能向上Ⅰ加算	150単位	150円	300円	450円
⑤ 口腔機能向上Ⅱ加算	160単位	160円	320円	480円
⑥ 一体的サービス提供加算	480単位	480円	960円	1440円
⑦ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき、3月に1回を限度)	100単位	100円	200円	300円
⑧ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月につき)	200単位	200円	400円	600円
⑨ 科学的介護推進体制加算	40単位	40円	80円	120円
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に9.2%を乗じた単位数			

事業所が送迎を行わない場合(片道に付き)47単位減算となります。

○ その他

- ① 食事提供費 1食あたり 680円です。(おやつ代含む)
- ② 特別食事代 自己負担です。
- ③ 介護用品代 紙オムツ 100円 紙パンツ 80円
- ④ その他 レクリエーション・行事等にかかる費用等は、自己負担となる場合があります。

(2) 社会福祉法人による減免

当法人は、社会福祉法人による利用者負担減免申出を行っておりますので、該当する利用者は『社会福祉法人等利用者負担減免確認証』を提出して下さい。

(3) キャンセル料

利用日前日までに申し出がなかった場合は、キャンセル料として食事提供費の50%をお支払いいただきます。

ただし、体調不良等正当な理由がある場合にはキャンセル料はいただきません。

(4) 支払方法

利用月の翌月15日までに請求書を発行いたします。お支払方法は、月末までに窓口支払等事業者が指定する方法でお支払いください。領収書を発行いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。

介護予防通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 次の場合はご連絡下さい。

- ・お客様のご都合でサービスを終了するとき(この場合、7日前までにお申し出下さい。)
- ・お客様が介護保険施設に入所したとき
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要支援状態区分が、要介護状態もしくは非該当と認定されたとき
※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになったとき

②当センターの都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等のやむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

6. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当デイサービスセンターは、介護保険法ならびに老人福祉法の理念に基づき、支援や介護を必要とする在宅高齢者の方々が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように有効適切な支援をすることを基本方針として、各種の介護予防通所介護サービスを提供いたします。特に、介護保険給付対象サービスに限らず保険対象外サービスについても利用者やその家族等のニーズに対応した幅広いサービスの提供に努め、ご家族の身体的、精神的な介護負担の軽減に寄与いたします。「やさしさと思いやり」を介護理念として、サービスの質的向上のため全職員一丸となって取り組み、より良い介護サービスの提供に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	無	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 ご都合により送迎時間を変更する場合は、当日午前8:15までにご連絡ください。
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更..... 当日午前8:15までにご連絡ください。
- ・食事のキャンセル 当日サービス利用開始時にお申し出ください。
- ・時間変更 ご契約の時間を超えてご利用いただく場合は、別途料金をいただきます。
- ・設備、器具の利用 本来の用途に従って自由にご利用いただけます。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員により初動対応を行います。
- ・防災設備 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
- ・防災訓練 総合訓練(夜間想定を含む)は9月・3月、部分訓練は随時実施します。
- ・防火管理者 管理者 天笠 成昭

9. 衛生管理等

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っております。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の発生またはその再発防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています
虐待防止に関する 責任者 管理者 天笠 成昭
担当者 生活相談員 峯崎 敬悟
- (5) サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

11. 身体拘束の原則禁止

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意し必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時・時間・理由及び様態について記録を行います。また事業所として、身体拘束廃止の取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じての業務継続計画を行います。

13. 個人情報の保護

- ① 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いのためのガイダンスを遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- ② 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- ③ 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする

14. 研修の機会の確保

- ① 事業所は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員 介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護の係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし業務体制の整備を行うものとする。
 - ・採用時研修 採用後3か月以内
 - ・継続研修 年2回

15. ハラスメント対策の強化

- ① 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要の措置を講ずるものとする。
- ② 事業所はパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントと同様にいかなの防止策を講じる事とする。
 - ・事業所の方針の明確化を行い、周知・啓発
 - ・相談等に適切に対応するために必要な体制の整備と担当者の設置
 - ・事後の迅速・適切な対応

16. サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者相談・苦情

責任者 管理者 天笠 成昭 電話 0276-20-1202

担当者 生活相談員 峯崎 敬悟

② その他

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

大泉町役場	高齢介護課	電話番号	0276-62-2121
太田市役所	介護サービス係	電話番号	0276-47-1939
邑楽町役場	健康福祉課	電話番号	0276-88-5511
千代田町役場	住民福祉課	電話番号	0276-76-7000
群馬県国民健康保険団体連合会		電話番号	027-290-1323

17. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の視点から評価の有無

【実施状況】	無
--------	---

18. 当法人の概要

第1種社会福祉事業	第2種社会福祉事業
救護施設 太陽の家 設置経営 特別養護老人ホーム 鶴生田園 設置経営 特別養護老人ホーム 大泉園 設置経営 特別養護老人ホーム みづほの里 設置経営 特別養護老人ホーム ゆう愛 設置経営 特別養護老人ホーム ささら子の里 設置経営 ケアハウス たかはら 設置経営 太田市養護老人ホーム 受託経営	短期入所生活介護専用施設 2ヶ所 ショートステイ愛 ショーステイ八幡 通所介護(デイサービスセンター) 6ヶ所 ゆう愛デイサービスセンター 大泉園デイサービスセンター みづほの里デイサービスセンター 西小泉デイサービスセンター愛 デイサービスセンターぐるっぺ デイサービスセンター八幡
公益事業	
居宅介護支援 6ヶ所 鶴生田園居宅介護支援事業所 大泉園居宅介護支援事業所 みづほの里居宅介護支援事業所 西小泉居宅介護支援事業所愛 居宅介護支援事業所ぐるっぺ ゆう愛居宅介護支援事業所 サービス付き高齢者住宅 1ヶ所 ぐるっぺ絆 太田市地域包括支援センター(受託) 1ヶ所 強戸・毛里田地域包括支援センター 訪問入浴介護 1ヶ所 みづほの里訪問入浴介護事業所 訪問看護 1ヶ所 みづほの里訪問看護ステーション 診療所 1ヶ所 八幡クリニック 認可外保育施設 1ヶ所 ささら子保育園	認知症対応型通所介護(デイサービス) 1ヶ所 デイサービスセンターnico 訪問介護(ホームヘルパーステーション) 2ヶ所 みづほの里ホームヘルパーステーション 鶴生田園出張所 (出張所2ヶ所) 西小泉出張所 ヘルパーステーションぐるっぺ 小規模多機能型居宅介護 1ヶ所 小規模多機能ホーム ゆう愛 障がい者相談支援 みづほの里障がい者相談支援事業所

19. その他

介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討す
 より、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

◀ 群馬県介護サービス情報の公表URL ▶

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

令和 年 月 日

日常生活支援総合事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	群馬県邑楽郡大泉町西小泉5-9-1
	法人名	社会福祉法人 同 仁 会
	事業者名	西小泉デイサービスセンター愛 (介護保険事業者番号:第1073100289号:群馬県)
	施設長	天 笠 成 昭 印
	説明者	所 属
		氏 名 峯 崎 敬 悟 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防通所介護についての重要事項の説明を受け、受領しました。

利用者	住所	
	氏名	印
身元引受人 (代理人)	住所	
	氏名	印

障害福祉サービス重要事項説明書

(基準該当生活介護・基準該当機能訓練)

< 令和6年 4月1日 現在 >

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-20-1202 (午前8時15分～午後5時15分まで)

担当 生活相談員 峯崎 敬悟

* ご不明な点は お気軽におたずね下さい。

2. 西小泉デイサービスセンター愛の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	西小泉デイサービスセンター 愛
所在地	群馬県邑楽郡大泉町西小泉5-9-1
事業所の種類	障害福祉サービス 事業所・令和元年10月1日指定
サービスを提供する対象地域 *	大泉町 太田市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名()	名()	併設事業所兼務	1名()
生活相談員	介護福祉士・社会福祉主事	3名(1)	名()	介護職員2名兼任	2名(1)
機能訓練指導員	作業療法士	1名()	3名()	看護・介護職員、機能訓練 兼務	4名()
事務職員		1名()	名()	介護職員・併設事業所兼務	1名()
栄養士	栄養士	1名()	名()	併設事業所兼務	1名()
看護・ 介護 職員	看護師	1名()	2名()	介護職員、機能訓練兼務	3名()
	准看護師	名()	名()		名()
	介護福祉士	4名()	名()	生活相談員兼務2名	2名()
	社会福祉主事	1名(1)	名()		1名(1)
	その他	1名()	2名()	事務職員兼務1名	3名()
			名()	名()	
		名()	名()		名()

(3) 同センターの設備の概要

定員	30名	機能訓練室	1室 110.046㎡
食堂兼喫茶室	2室 307.950㎡	静養室	2室 2床
浴室	一般浴槽・特殊浴槽・リフト浴槽 があります。	相談室	1室
		送迎車	5台

(4) 営業時間

月～土	午前8:15～午後17:15
日	定休日
* 12月31日から1月3日は休業	

※ 時間外、休日、夜間の連絡先 (ショートステイ愛 20-1200)

3. サービス内容

- | | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------|
| ① 計画書作成 | 基準該当障害福祉サービス計画の作成
居宅サービス計画に沿った利用計画書を作成いたします。 |
| ② 送迎 | 契約時にご相談した、時間・場所へ送迎します。 |
| ③ 健康管理 | 体温や血圧などの状態をチェックいたします。 |
| ④ 食事 | 食べやすい形態をお選びいただけます。(普通食・お粥・おにぎり・きざみ・ミキサー、等)
糖尿病食・減塩食なども、ご相談下さい。 |
| ⑤ 入浴 | お体の状態にあった浴槽で、入浴していただきます。
入浴前に体調のチェックをします。 |
| ⑥ 排泄介助 | 必要な介助を行います。 |
| ⑦ 機能訓練 | 個別支援計画に沿ったリハビリをおこないます。 |
| ⑧ 生活相談 | 利用者の生活全般に関わるご相談に応じます。 |
| ⑨ レクリエーション 等 | |

4. 料金

(1) 利用料金

○ 基本料金

厚生労働大臣が定めた、利用者の障害程度に応じた報酬基準の単価設定に準じた額となります。

	1日あたりの利用料金	
	利用料金	自己負担額
基準該当生活介護	6,970円	697円

○ サービス料金 (加算)

- | | |
|------------|------------|
| ① 食事提供体制加算 | 1食あたり 30単位 |
|------------|------------|
- その他の料金
- | | |
|---------|--------------------------------------|
| ① 食事材料代 | 1食あたり 380円です。(おやつ代含む) |
| ② 特別食事代 | 自己負担です。 |
| ③ 介護用品代 | おむつ代 100円 リハビリパンツ代 80円 |
| ④ その他 | レクリエーション・行事等にかかる費用等は、自己負担となる場合があります。 |

(2) キャンセル料

利用前日までに申し出がなかった場合は、キャンセル料として食事提供費の50%をお支払いいただきます。ただし、体調不良等正当な理由がある場合には、キャンセル料はいただきません。

(3) 支払方法

利用月の翌月10日までに、請求書を発行いたします。お支払い方法は、月末までに利用料支払窓口等でお支払い下さい。領収書を発行いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。契約後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 次の場合はご連絡下さい。
- ・お客様のご都合でサービスを終了するとき(この場合、7日前までにお申し出下さい。)
 - ・お客様がお亡くなりになったとき
- ② 当センターの都合でサービスを終了する場合
- ・人員不足等のやむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

6. 当デイサービスセンターの特徴等

(1) 運営の方針

当デイサービスセンターは、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、支援や介護を必要とする障害者等が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように有効適切な支援をすることを基本方針として、各種の障害福祉サービスを提供いたします。特に、特例介護給付費、特例訓練等給付費対象サービスに限らず給付費対象外サービスについても利用者やその家族等のニーズに対応した幅広いサービスの提供に努め、ご家族の身体的、精神的な介護負担の軽減に寄与いたします。「やさしさと思いやり」を介護理念として、サービスの質的向上のため全職員一丸となって取り組み、より良いサービスの提供に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	無	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 ご都合により送迎時間の変更を希望する場合は、当日午前8:15までにご連絡ください。
- ・サービスの中止・変更 前日17:15までにご連絡ください。
- ・時間変更 ご契約の時間を超えてご利用いただく場合は、別途料金をいただきます。
- ・設備、器具の利用 本来の用途に従って自由にご利用いただけます。

7. 事故発生時、緊急時の対応方法

(1) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	㈱損害保険ジャパン 日本興亜株式会社
保険名	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」
補償の概要	基本補償、見舞費用付補償、通所型施設利用者の傷害事故補償

《市町村連絡先》

大泉町役場 高齢介護課 電話番号 0276-62-2121

(2) 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、相談支援事業所へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 虐待の防止について

当事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

- (1) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) 苦情解決体制を整備しております。

9. 身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる事に留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非交替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 秘密保持について

(1) 事業所及びサービス従事者は、障害福祉サービスを提供するうえで知りえた利用者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

11. 非常災害対策

- | | |
|---------|-----------------------------------------------|
| ・防災時の対応 | 別に定める防災消防計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員組織により初動対応を行います。 |
| ・防災設備 | 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他 |
| ・防災訓練 | 総合訓練(夜間想定を含む)は9月と3月に実施します。 |
| ・防火管理者 | 管理者 天笠 成昭 |

12. 介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出ください。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

《介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報システム》

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

13. サービスの第三者評価の実施について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の視点からの評価の有無

実施状況	無	
実施機関名		

14. サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 天笠 成昭 電話 0276-20-1202
生活相談員 峯崎 敬悟

② その他

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

大泉町役場 高齢介護課	電話番号	0276-62-2121
群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課内	電話番号	027-290-1323

15. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 同仁会
代表者役職・氏名	理事長 穂積 照雄
本社所在地・電話番号	群馬県太田市八幡町27-7 電話0276-55-3500
定款の目的に定めた事業	1、 救護施設 太陽の家 設置経営 2、 特別養護老人ホーム 鶴生田園 設置経営 3、 特別養護老人ホーム 大泉園 設置経営 4、 特別養護老人ホームみづほの里 設置経営 5、 ケアハウス たかちほ 設置経営 6、 太田市養護老人ホーム 受託収入 7、 特別養護老人ホーム ゆう愛 設置経営 8、 サービス付き高齢者住宅 ぐるっぺ 絆設置経営 9、 特別養護老人ホーム ささら子の里 設置経営 10、その他これに付随する業務

その他の事業所数

短期入所生活介護専用施設 2ヶ所	居宅介護支援事業所 6ヶ所
ショートステイ愛	鶴生田園居宅介護支援事業所
ショートステイ八幡	大泉園居宅介護支援事業所
通所介護(デイサービスセンター) 7ヶ所	みづほの里居宅介護支援事業所
鶴生田園デイサービスセンター	西小泉居宅介護支援事業所愛
ゆう愛デイサービスセンター	居宅介護支援事業所ぐるっぺ
大泉園デイサービスセンター	ゆう愛居宅介護支援事業所
みづほの里デイサービスセンター	太田市地域包括支援センター(受託)
西小泉デイサービスセンター愛	強戸・毛里田地域包括支援センター
デイサービスセンターぐるっぺ	小規模多機能型居宅介護 1ヶ所
デイサービスセンター八幡	小規模多機能ホーム ゆう愛
認知症対応型通所介護(デイサービスセンター) 1ヶ所	訪問入浴介護 1ヶ所
デイサービスセンターnico	みづほの里訪問入浴介護事業所
訪問介護(ホームヘルパーステーション) 2ヶ所	障がい者相談支援事業所 1ヶ所
みづほの里ホームヘルパーステーション	みづほの里障がい者相談支援事業所
出張所 3ヶ所	耳鼻咽喉科 1ヶ所
鶴生田園出張所	八幡クリニック
大泉園出張所	保育園 1ヶ所
西小泉出張所	ささら子保育園
ヘルパーステーションぐるっぺ	

16. その他

介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

◀ 群馬県介護サービス情報の公表URL ▶

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

令和 年 月 日

障害福祉サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 群馬県邑楽郡大泉町西小泉5-9-1
名称 西小泉デイサービスセンター愛 印

説明者 所属

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から障害福祉サービスについての重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者 住所

氏名 印

身元引受人 (代理人) 住所

氏名 印